

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	行政財産目的外使用許可の取消	
根拠法令・条項	地方自治法第238条の4第9項	
所 管 課	総務局行政部行政総務課	
処 分 基 準	地方自治法第238条の4第9項、堺市行政財産の目的外使用に関する条例及び行政財産の使用許可に関する取扱要領にもとづき判断する。 ○地方自治法 抜粋 （行政財産の管理及び処分） 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。 ○堺市行政財産の目的外使用に関する条例 抜粋 （趣旨） 第1条 この条例は、法令その他に定めがある場合を除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用について必要な事項を定める。 （許可の基準） 第2条 前条の目的外使用に係る許可を与える場合は、常に行政財産の本来の用途又は目的を妨げないよう配慮し、みだりにこれを与えてはならない。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場合の根拠条項等）	
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及び条項	